

第6回 基金制度問題にかかるワークショップ  
(補てん金の算定をめぐる諸問題について)

令和7年3月21日(金)  
全日基

(次回予定)

第7回 基金制度問題にかかるワークショップ

(3基金の統合にかかる諸問題について)

令和7年4月4日(金) 13:30~15:30

# 第6回 基金制度問題にかかるワークショップ (補てん金の算定をめぐる諸問題について)

## 1. 様々な算定方式とその評価

現行方式は、正確性という点では優れていますが、適時性という点で価格改定から4か月も遅れることとなり、生産者からみれば実質1四半期前の補てん金を受けていることとなります。

一方、前倒し方式は、適時性を改善(3~4か月短縮)できますが、現行方式との比較において補てん額に採用データの時期の違いから補てん額に格差が生じます。ただし、格差については、累計額で見れば縮小する傾向にあり実質的な損失にはなりません。

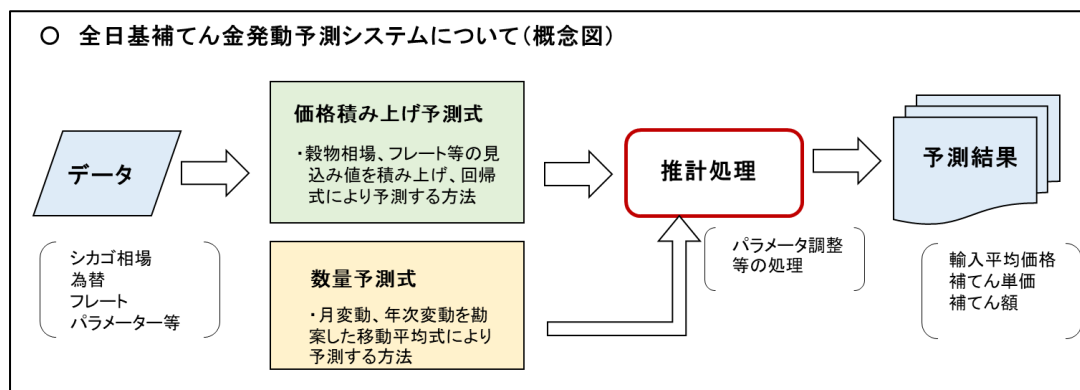
(表1) ○ 補てん算定方式の評価について

評価項目	客観性	正確性	適時性	製品整合性	特徴
算定方式	データが公的でないし広く公表されている。試算方式の透明性が高い。	当該四半期の補てん価格により近い算定結果が期待される。	製品価格の改定時により近い時期で公表可能	製品価格の動きに連動している。	
現行方式	○	○	×	△	改定時とのギャップは4か月
輸入データ前倒し方式	○	△	○	△	当該四半期別では正確性に難、年間では大きな格差にならない。
輸入価格予測方式	△	△	○	△	価格改定時に公表可能。公表方法に工夫が必要。
庭先価格データ方式	○	▲	×	○	製品の調査価格をベースに算定。補てん額試算値の比較では大きな差はない。

全日基では、通常基金の補てん発動の予測システムを独自開発し、業務の参考情報として活用しています。(図2)

予測の方法は、とうもろこし、大豆油粕等の5品目について、シカゴ相場、為替、フレート等に基づき、夫々の重回帰式により輸入通関価格を推計し、更に原料使用数量についても月ごとの数量を推計して、四半期ごとの平均輸入原料価格を算出しています。また、予測された平均輸入原料価格に基づき補てん限度額を算出、補てんの有無と額を予測しています。

(図1)



## 2. 前倒し方式（2ヵ月）と現行方式との比較

### (1) 2ヵ月前倒し方式の提案

輸入原料の通関データの使用に際し、2ヵ月前倒のデータを使用することによって、配合飼料価格の改定時（各四半期末）に近い時点（1ヵ月程度）で補てん発動の有無が判明するとともに当該四半期内に補てん金を交付する仕組みとすることを提案しています。

(図2) 2ヵ月前倒し方式による算定の模式図

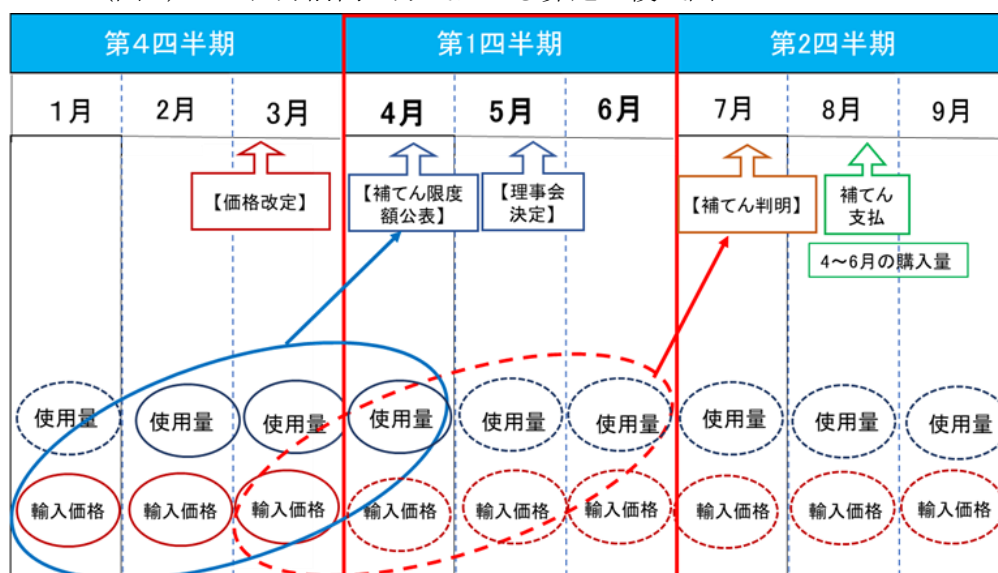


表2は補てん発動額の判明時期と補てん金の交付時期にかかる、現行方式と2ヵ月目倒しを比較したものです。いずれの項目についても、現行に比べ約2ヵ月早めることができ、当該四半期の補てん金については当該四半期に判明し、当該四半期に交付することを目指しています。

(表2)

○ 2ヵ月前倒し方式にかかる諸元（第1四半期（4～6月期）の場合）

項目	見直し案	現行	前倒し・短縮
輸入価格データ	1～3月の通関データ	3～5月の通関データ	▲2ヵ月
原料使用量データ	2～3月の製造データ 4月分は3月データを準用	4～6月の製造データ	▲2ヵ月
補てん限度額の公表時期	4月後半	7月半ば	▲2～3ヵ月
補てん金の支払い	6月中	8月半ば	(▲2ヵ月)

注：補てん金支払いの前倒し（短縮）の（▲2ヵ月）は見直し案を6月中旬とした場合の月数

- ① 輸入原料の通関データ及び使用量について、従来の方式から2ヵ月前倒した月データを用いて補てん限度額を算定します。（原料使用量については、1四半期のうち前2ヵ月間のデータを使用して算定します。）

月データの前倒しによる算定月のズレから四半期単位では現状と見直し案との間で補てん額に相応の格差が生じますが、ロングスパンでみた場合の累積額では極めて少額ないしは格

差ないしの状況となり、補てん金交付にかかる実質的な目減りとはなりません。

表3では、平成18～令和5年までの前倒しにより前四半期との格差が四半期の変わり目等において約▲4千円～10千円となることもあります。平均するとわずか17円/トン/四半期の実質格差となり、生産者に大きな損失を与えることはありません。

なお、原料使用量については、該当月の実際の数量ではなく、年間固定の構成比を利用する方法も考えられます。構成比を利用することで補てん金の算定が容易かつ迅速になるメリットもあります。(原料使用量の補てん額に及ぼす影響は現状でも僅少)

(表3)

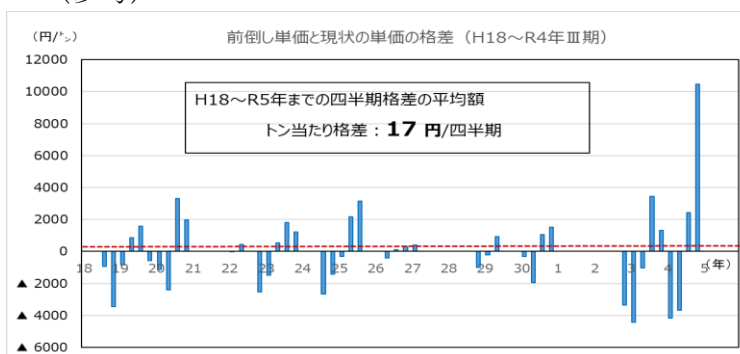
○ 補てん算定方式の評価について (H18～R5)

(単位: ヵ月、円/トン/四半期)

評価項目 算定方式	補てん有無の公表	補てん金の単価	算定方式間の乖離
	価格改定時と補てん発動有無公表時との乖離 ( )内は第1四半期の判明月	補てん単価の実績及び算定方式別の試算値の幅 ( )内はH18～R5年間の平均値	現行方式と前倒し方式との補てん額の四半期乖離幅 (前倒し-現行)。 ( )内はH18～R5年間の格差平均
現行方式	+ 4ヵ月 (7月)	300～16,900 (4,800)	
2ヵ月前倒し方式	+ 1ヵ月 (4月)	400～16,850 (5,100)	▲4,450～10,450 (17)

注1: 補てん単価及び乖離幅にかかる計測期間は前倒し方式はH18～R5年まで。( )の数値は平均値。

(参考)



右の表は、全日基の年間平均契約規模(800トン/年)の生産者が受領した補てん額を前倒し方式と現状方式で比較したものです。平成19年～令和5年の17年間で受領した総額は約3,300万円で、算定方式の格差は約19万円、年あたり1万円余の格差となりました。算定方式の違いによる格差は受領総額の0.6%と極めて少額と試算されました。

H19～R5年の補てん実績の比較 (17年)

補てん総額	現状	32,494 千円
	前倒し	32,682 千円
総額格差		188 千円
年間格差		11 千円
現状総額に占める比率		0.6 %

(注) 配合飼料の契約規模800トン/年

- ② 補てん額の判明(公表)時期は、配合飼料価格の改定月の翌月後半とします。具体的には、各四半期の最初の月(第1四半期であれば4月)の後半、通関データが入手された後、補てん限度額を算定のうえ速やかに公表します。なお、理事会において決定される「補てん金の額」は「補てん限度額」公表後のしかるべき時期に公表されます。
- ③ 補てん金の交付時期については、第1四半期(4～6月期)の例では、従来の交付時期が8月半ばであったものが、見直し後は6月中に支払うことが可能となります。

## (2) 前倒し方式（2ヵ月）と現行方式との比較

図3は、前倒し方式と現行方式の補てん単価（補てん限度額ベース）のパターンを令和3～5年間で示したものです。前倒し方式（黒折れ線）は現行（赤折れ線）に比べ、2ヵ月前倒しデータを使用するため原料価格の上昇期は補てん額が低くなる一方、価格の下降期には高めになります。一言で言えば「ゆっくり反応する」といえるでしょう。なお、月別の輸入平均価格（青棒グラフ）の動きと比較すると前倒し方式の方が、結果的に当てはまりが良いようです。

(図3)

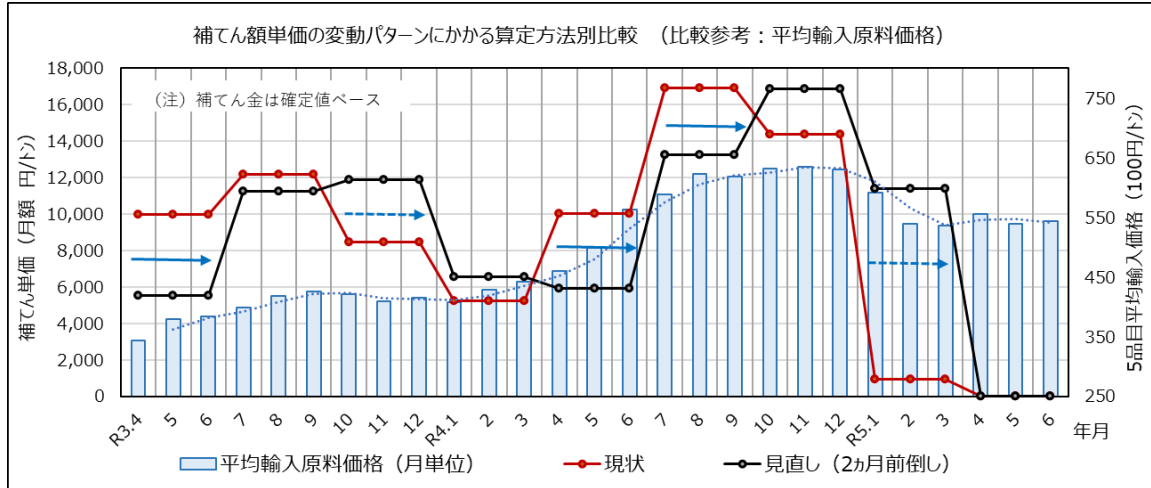
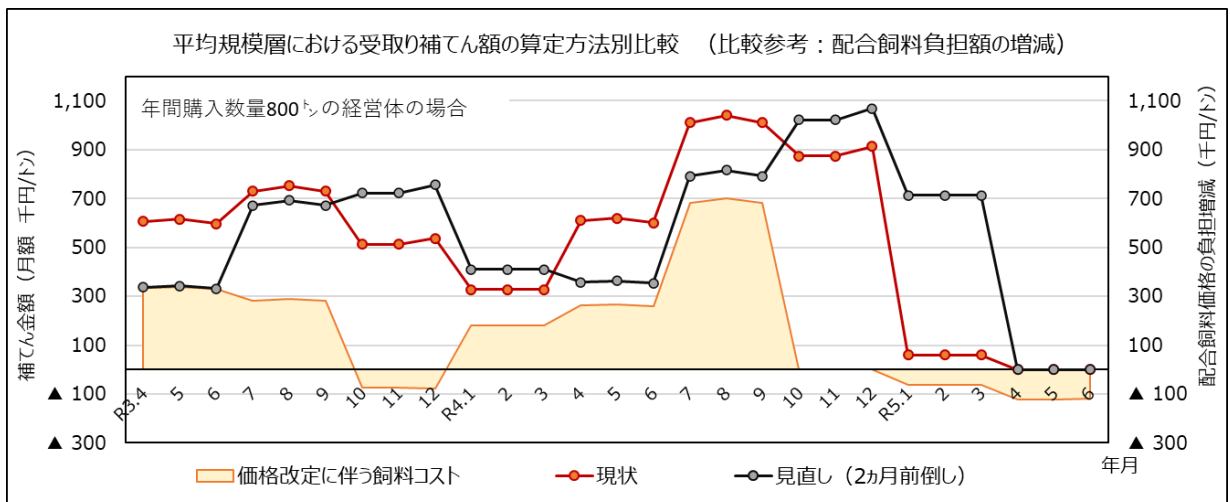


図4は、令和3～4年の前倒し方式と現行方式について、平均的な経営規模での補てん金受領額と配合飼料価格の上昇に伴う負担額のパターンを示したものです。前倒し方式（黒折れ線）及び現行（赤折れ線）の補てん金受領額はいずれも配合飼料価格の引き上げによる負担額（オレンジの網掛け）を上回っています。これは、価格改定に伴う引き上げ額の約2倍程度の補てん金が交付されていることによるものです。このことは、配合飼料の価格改定による実際の負担に比べて、補てん算定方式の違いにより補てん額のいずれか一方が過大又は過小となるようなことも殆どなく、飼料価格の急上昇が経営に深刻な影響を与えているという懸念には及びません。

算定方式の違いによる格差もさることながら、畜産経営への影響を最小限にするためにも補てん金の早期判明と早期支払いに工夫を凝らしていくことが重要なのではないのでしょうか。

(図4)



### 3. 「中間総括」(畜産局)において示された算定方式の考え方等について (現状と前倒し方式との格差は、雲の上の高さを競っているようなものでは?)

畜産局の「中間総括」によれば、全日基提案の前倒し方式について、以下の様な評価(書き破線囲み)をなされていますが、これについては当基金の考え方といささか異なります。

#### 畜産局「配合飼料価格安定制度のあり方に関する検討会 中間総括」(抜粋) (14 ページ)

現在の補填単価の算定に当たっては・・・公正性・客観性・透明性を欠く数値を用いる場合、これらの数値を用いて算定された補填単価は、生産者の実際の負担に比べて過大又は過小となるおそれがあり、制度の正当性に疑義が生じることとなる。

また、新たな事実がなく、単に算定を前倒すことのみを優先し、算定方法が飼料の流通・使用の実態と乖離したものとなる場合、飼料価格の急上昇が起きているにも関わらず、補填水準が据え置かれるおそれがある。この結果、生産者の経営に深刻な影響を与えることとなれば、制度の趣旨に反する運用となる。上記の問題点は、特に国費が投じられる異常補填についても併せて早期化を検討するのであれば、慎重に考える必要がある。

#### ① 「公正性、客観性、透明性を欠く数値を用いる・・・」について

全日基の提案は、現状算定方式と同じ全て通関統計を用いて算定していますので、客観性、透明性を欠く云々には当たりません。4 か月も遅れて補てんが判明、その後1月遅れて交付される方が生産者の経営への影響という点で、制度の正当性に疑義を生じさせかねません。見方を変えれば、現行方式は『3 か月或いは1 四半期前倒し』と言うべきものかもしれません。

#### ② 「単に算定を前倒すことのみを優先し、算定方法が飼料の流通・使用の実態と乖離したものとなる場合・・・生産者の経営に深刻な影響を与える」について

図2が示すように、現行の算定方式では補てん額が価格改定額の概ね2倍となり、現状及び前倒しいずれの補てん額も価格改定額を大きく上回っていますので、「価格の急上昇による経営への影響」には理屈上つながりません。前倒し(▲2ヵ月)方式と現行方式との格差を理由に「制度の主旨に反する運用」とするのは些か無理があります。むしろ、問題とすべきは、価格改定額の2倍に近い補てん金が交付されている実態と当該四半期における「激変緩和」という制度の趣旨との間の整合性をどう取るのかという点ではないでしょうか。

(図2)

